

西予市不用物品売払実施要綱

令和4年11月18日

西予市告示第193号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)及び西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「契約規則」という。)その他別に定めるもののほか、西予市財産規則(平成25年西予市規則第14号)第49条の規定により、不用と決定した物品(以下「不用物品」という。)の売払いに係る取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(売払いの方法)

第2条 不用物品の売払いは、一般競争入札(以下「入札」という。)により行うこととする。ただし、令第167条の2第1項各号に掲げる要件に該当するときは、随意契約により行うことができる。

(利用条件)

第3条 市長は、不用物品の売払いを行う場合は、売払い後の当該物品の利用について、条件を付することができる。

(入札公告)

第4条 入札の公告(以下「入札公告」という。)は、契約規則第3条の規定により、市の掲示場及びホームページにおいて公告する。

2 前項の公告の期間は、契約規則第3条の規定にかかわらず、10日以上とする。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない個人又は法人とする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 入札の公告日から落札決定日までの間に、西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成16年西予市告示第583号)又は西予市物品等競争入札心得に基づく入札参加資格停止の期間中である者
- (3) 国等又は他の地方公共団体において、入札参加資格を停止されている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する職員

- (6) 市町村税を滞納している者
- (7) 次条に掲げる提出書類に不備又は不正のある者

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、別に入札資格を制限することができる。

(入札参加の申請)

第6条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を入札公告において定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 代理人が入札に出席する場合は、委任状(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、申請者が入札に参加する資格を有するかどうかを確認し、入札参加資格の有無について入札参加資格確認通知書(様式第4号)により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として前条の書類の提出期日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知をした翌日から起算して3日以内(西予市の休日を含めない)に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、入札公告において示す提出先へ書面を持参することにより行うものとする。

3 市長は、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

4 市長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取消し、前項の回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

5 前各項の規定は、あらかじめ入札公告においてその旨を明らかにするものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、あらかじめ入札公告に示すものとする。

(質問)

第10条 市長は、入札公告に明示した期間において、入札に係る仕様書の記載内容に対する質問を受け付けることができる。

2 前項の質問に対する回答は、ホームページにおいて公表するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、入札公告に記載された場所及び日時において、入札執行者、入札執行を担当する関係職員及び入札参加者立会いのうえ、執行するものとする。

2 入札参加者は、入札の執行に際し、入札執行の場所に入札参加資格確認通知書の写しを持参しなければならない。

3 契約規則第11条ただし書きの規定により入札書を書留郵便により提出する場合は、前2項の規定を適用しない。

(開札)

第12条 開札の日時、場所及び方法については、入札公告において明らかにするものとする。

2 前条第1項本文に規定する場合における開札は、入札書の提出後直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。

3 前項の場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札の無効)

第13条 契約規則第14条及び西予市予定価格事前公表実施要領(平成18年西予市訓令第10号)第6条第3項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 所定の入札保証金を納付しない者又は保証金に代わる担保を提供しない者のした入札

(2) 指定した日時までに入札書が到達しなかった場合

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札書が鉛筆で書かれている場合

(6) 代理人による入札において、委任状の提出がない場合

(7) 入札執行者の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者の入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する指定事項や条件に違反した

入札

(落札者の決定)

第14条 入札執行者は、開札後、予定価格以上で最高価格の入札を行った者を落札者として決定する。この場合において、予定価格以上で最高価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2 前項の規定により、落札者を決定したときは、入札額及び入札者名を口頭により通知する。

(落札者の契約辞退)

第15条 落札者が契約を締結しない場合は、次順位者から順に随意契約の協議をすることができるものとする。

(契約の締結)

第16条 落札者又は随意契約により買い受ける者は、売買契約書により契約を締結するものとする。

(売買代金の支払い)

第17条 契約を締結した者(以下「買受人」という。)は、前条の規定による売買契約書に基づき、所定の納入通知書により納入期限までに売買代金(契約保証金として納付した額を除いた金額)を納入しなければならない。

(物品の引渡し)

第18条 市長は、買受人から売買代金の全額の納付があったときは、速やかに当該不用物品を買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、前項の引渡しを受けたときは、市長に受領書を提出しなければならない。

(公租公課)

第19条 前条に規定する不用物品の引渡し以後における当該不用物品に対するすべての公租公課は、買受人の負担とする。

(所有権の移転)

第20条 自動車等の所有権の移転の手続きは、買受人において行うものとする。

(費用負担)

第21条 契約に要する費用及び所有権移転その他の手続きに要するすべての費用は、買受人の負担とする。

(危険負担)

第22条 不用物品に係る危険負担は、売買契約の締結時点で買受人に移転するものとし、その旨を入札の公告において明示するとともに、契約において約定するものとする。

(その他)

第23条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。